

障がい福祉サービスにかかわる 重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	株式会社 YOLO'S
代表者氏名	代表取締役 梅津 杏奈
本社所在地 (連絡先)	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション505 電話 092-710-5295
法人設立年月日	令和2年11月6日

2. 事業所の概要

事業所名称	よろーず
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児（児童福祉法に定める障がい児） 精神障がい者（18歳未満の者を含む） 難病患者等
事業の目的	居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保すること。
運営の方針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。また、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める
指 事 業 所 番 号	4010102012 号（令和5年10月1日指定）
事業所の責任者	屋形 さやか（TEL：092-710-5295 FAX：092-710-5296）
事業所所在地	福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション505
事業所の通常の 事業実施地域	福岡市・那珂川市・春日市・大野城市・糟屋郡

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜 ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前9時から午後18時まで

4. サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	月曜から日曜
サービス提供時間	午前0時から午後24時まで

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

5. 職員の体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、職員の管理、障がい福祉サービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障がい福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、障がい者及びその家族に対し、その内容等について、必要な説明を行います。	1人
サービス提供責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、支援の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 居宅介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。 5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整を行います。 6 居宅介護従業者（以下ヘルパーという）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 	1人以上
従業員	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅介護計画等に基づきサービス提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 	2人以上

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金（その他の料金）

(1) 提供するサービスの内容について

A 居宅介護サービスの内容

- I. 「居宅介護（ホームヘルプサービス）」は、利用者が居宅（自宅）において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介助その他の生活全般に渡る援助を行うサービスです。
- II. 事業者は、下記のサービス内容区分の中から、指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

身体介護	家事援助
①入浴の介助 ②排泄の介助 ③食事の介助 ④衣類着脱の介助 ⑤身体の清拭、洗髪 ⑥通院などの介助 ⑦その他（ ）	①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③住居等の掃除・整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤関係機関等との連絡 ⑥その他（ ）

B 重度訪問介護サービスの内容

- I. 「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由であって常時介護を要する障害者に対し、居宅において入浴、排せつ、食事の介護及び外出時の移動の介護等を行うサービスです。
- II. 事業者は、下記のサービス内容区分の中から、指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

重度訪問介護		
①入浴の介助 ②排泄の介助 ③食事の介助 ④衣類着脱の介助 ⑤身体の清拭、洗髪 ⑥通院などの介助	⑦その他必要な身体の介助 ⑧調理 ⑨衣類の洗濯、補修 ⑩住居等の掃除・整理整頓 ⑪生活必需品の買い物 ⑫関係機関等との連絡	⑬その他必要な家事の介助 ⑭コミュニケーション支援 ⑮家電製品等の操作等 ⑯見守り等 ⑰外出時の移動の介護等

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくこととなります。

* 世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（※1）	0円
一般1	市民税所得割額の合計が16万円未満の人 （障がい児世帯は同28万円）※2	9,300円
一般2	市民税所得割額の合計が16万円以上の人 （障がい児世帯は同28万円）※2	18,600円

※1 平成30年度の税制改正前の市民税所得割の税率（6%）により算定した額

※2 障がい児に関しては市民税の課税世帯については所得にかからず

・未就学児は0円

・学齢児は負担上限月額が3,000円

基本料金表

令和6年9月1日
現在

【基本部分】

1. 居宅介護

① 身体介護中心型と身体介護を伴う通院等介助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	以降30分毎追加
基本単位	256単位	404単位	587単位	669単位	754単位	837単位	83単位
料金	2,713円	4,282円	6,222円	7,091円	7,992円	8,872円	879円

※「身体介護を伴う通院等介助中心型」は、障害支援区分2以上で認定調査の所定の項目に該当する方が利用できます
※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

② 家事援助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	以降15分毎追加
基本単位	106単位	153単位	197単位	239単位	275単位	311単位	35単位
料金	1,123円	1,621円	2,088円	2,533円	2,915円	3,296円	371円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

③ 身体介護を供わない通院等介助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	以降30分毎追加
基本単位	106単位	197単位	275単位	345単位	69単位
料金	1,123円	2,088円	2,915円	3,657円	731円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

2. 重度訪問介護

① 著しく重度の方

(例：障害支援区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障があり人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 等)

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	214単位	319単位	424単位	530単位	636単位	741単位	846単位
料金	2,268円	3,381円	4,494円	5,618円	6,741円	7,854円	8,967円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

② 障害支援区分6の方

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	202単位	301単位	400単位	500単位	600単位	699単位	799単位
料金	2,141円	3,190円	4,240円	5,300円	6,360円	7,409円	8,469円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

※4時間以上は、国の定める基準による。

③ 上記①・②以外の方

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	186単位	277単位	369単位	461単位	553単位	644単位	736単位
料金	1,971円	2,936円	3,911円	4,886円	5,861円	6,826円	7,801円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

※4時間以上は、国の定める基準による。

※ サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100 分の 50

※ 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,120 円	212 円	1 月あたり

※ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,060 円	106 円	1 回につき(1 月 2 回まで)

※ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合(利用者負担額が上限額を超えた場合(利用者負担額上限額管理結果票の利用者負担上限額管理結果欄が「3」の場合)に限る)は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1590 円	159 円	1 月あたり

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行いません。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が 2 人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画等に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30 分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に 30 分～1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

その他の費用について

①交通費	事業所から片道1キロメートル30円	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供あたりの利用料の100%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供あたりの利用料の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ④通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	利用者（お客様）の別途負担となります。	

(4) 利用料金等のお支払い方法

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合の上、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|--|
| <p>ア. 窓口での現金支払
 イ. 下記指定口座への振り込み
 福岡銀行 福岡流通センター支店 普通預金 841924
 株式会社 YOLO'S (ヨローズ) 代表取締役 梅津杏奈
 ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし</p> |
|--|

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。

7. サービスのご利用の際にご留意いただく事項

(1) 受給者証の確認

受給者証に記載された「住所」、「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら個別支援計画を作成します。作成した個別支援計画については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で交付いたします。

(3) 個別支援計画の変更等

個別支援計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) サービス実施記録の確認

サービス実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。

(5) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

8. 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	土井 新太
	イ	TEL:092-710-5295 FAX:092-710-5296
	ウ	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く 午前9時から午後18時まで

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

(1) サービス提供責任者は、次のとおりです。

なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏 名： _____

(2) サービスを提供する主なホームヘルパーは次のとおりです。なお、事業者の都合によりホームヘルパーを変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。

主なホームヘルパーの氏名： _____

(3) ヘルパーは、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族からその提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	屋形さやか
虐待防止に関する責任者	土井新太

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています】

保険会社名	<u>株式会社全福サービス</u>
保険名	<u>介護サービス事業者賠償責任保険</u>
証券番号	<u>Y203252505</u>
契約期間	<u>2024年9月1日～</u>

11. 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに、利用者が指定する連絡先にも連絡を行います

② 上記以外の緊急時において、利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて必要な連絡を行います。

連絡先：電話番号 092-710-5295（対応可能時間 9：00～18：00※時間外対応可能）

12. 苦情等の受付について

(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業者の窓口	苦情解決担当者 (氏名) 屋形さやか 苦情解決責任者 (氏名) 土井新太
市町村の窓口	【事業所所在地市町村】 福岡市障がい福祉課 所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話番号 092-711-4249 受付時間 月～金(祝日を除く) 8:45～18:00
公的団体の窓口	福岡県運営適正化委員会 所在地 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7 (社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) 電話番号 092-915-3511 ファックス番号 092-584-3790 受付時間 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00

当事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。

当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 福岡フォワード法律事務所 秀崎

●提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 事業所のご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願い致します。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定居宅介護、重度訪問介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 福岡市博多区博多駅前1丁目23-13 馬場マンション505
株式会社 YOLO'S
代表取締役 梅津杏奈 (印)

契約の締結に当たり、前記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

名前 _____ (印)

代筆者 _____ (印)

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

名前 _____ (印)

令和 年 月 日

サービス提供責任者
内容説明者 _____ (印)